

第 V 章 景観づくりの推進方策

これまで示してきた良好な景観づくりを進めていくための手法について整理します。

(1) 他計画や制度と連携した良好な景観の形成

景観づくりを進めていくための手法として、景観計画のほかにも次のような計画や制度の活用が考えられ、今後、これらを活用した総合的なまちづくりの推進を目指します。

地区の特性を活かした景観づくり

a 高度地区の指定

住宅地における良好な居住環境の保全や中心市街地における適正な土地利用などに配慮したメリハリのある都市景観の形成を図るため、都市計画法に基づく「高度地区」の指定による、地域特性に応じた建築物の高さ規制についての検討を行います。

b 地区計画制度の活用

面的な開発地など、地区の計画的整備に合わせた景観形成が求められる地区については、都市計画法に基づく「地区計画制度」を積極的に活用し、適切な景観誘導を行います。

c 景観地区の指定

景観計画に基づく「景観形成推進地区」などにおいて、特に魅力的な都市景観の形成が求められ、居住者等の理解と協力が得られやすい地区については、都市計画法に基づく「景観地区」に指定することによって、都市計画と連動した景観規制を行います。

d 景観協定の締結

ある一定地区内の土地所有者等の合意によって、景観法に基づく「景観協定」を締結することにより、地区の特性を活かした、よりきめの細かい地区独自のルールを定めることも可能です。

景観形成要素に着目した景観づくり

a 緑の保全

良好なまとまりのある緑を形成している地区においては、都市緑地法に基づく「緑地保全地域」や厚木市緑を豊かにする事業推進要綱に基づく「保護地区等」など、自然環境保全の視点から地区指定を行い、行為の制限を行います。

b 緑化の推進

緑の不足する市街地等において、都市緑地法に基づく「緑化地域」の指定や、厚木市緑を豊かにする事業推進要綱に基づく「緑化義務」等の制度により、適正なボリュームの緑の確保に努めます。

c 屋外広告物の整序

本市の現状に即した建物や街なみとのバランスがとれたメリハリのある広告物景観の形成を目指し、次のような視点を踏まえた「(仮称)厚木市屋外広告物条例」の検討を行います。

- * 建築物の形態や規模、街なみのスケール感との調和に配慮した大きさ、デザインとする。
- * 必要最小限の広告物の大きさ、掲出数とする。
- * 原色や多色使いを避け、建築物や街なみと調和した色彩とする。
- * 質の高い、洗練された広告物のデザインとする。
- * 大型LED広告や映像広告など、景観だけでなく交通安全上も課題がある広告物の掲出を抑制する。
- * 駅前やインターチェンジ周辺など、本市の玄関となる場所での広告物を整序する。

公共空間における景観形成事業の推進

a 快適な道づくり

快適で魅力ある道路景観創出のため、中心市街地内の回遊道路における無電柱化の推進やバリアフリー整備、歩道舗装の景観的配慮、道路占用物の景観的配慮に努めます。

b 水辺の環境づくり

河川は本市の骨格において重要な位置づけにあり、周辺の街なみ形成にも大きな影響を与えます。相模川などの河川空間について、周りの風景等とのバランスを考慮しながら、管理者と一体になって「いきいき未来相模川プラン」等に基づいた質の高い水辺づくりに努めます。

c 親しまれる施設づくり

公共施設は市民の財産でもあり、長期的に良質なストックとして捉え、市民に親しまれ、誇りに思えるような施設づくりを行うことが必要です。そこで、学校や公民館など多くの人が利用する公共施設を整備する際の景観的な配慮事項を示した「(仮称)公共施設景観ガイドライン」を作成し、地域の景観を先導する施設づくりに努めます。

(2) 景観づくりの意識向上

市民の景観づくりへの積極的な参加を促すため、意識向上を図るための取組みを行います。

景観に関するイベント等の開催

a シンポジウムや各種勉強会の開催

景観を題材としたシンポジウムやNPO等によるセミナーなど、市民が景観に接する機会を提供します。

b 景観づくり活動等の顕彰

地域の景観づくりに貢献している市民やNPO、事業者等による活動やその功績を広くPRすることにより、様々な活動主体を有機的に結び付け、より良好な景観づくりに向けた取組みを推進します。

景観学習の推進

a 学校教育における景観学習

景観資源をもとに地域の歴史を学ぶ、地域の色を調べるなど、学校教育の中での「景観学習」への取組みを図り、子どもたちへの景観啓発に努めます。

b 地域活動における景観学習

地域の景観について知り、その問題点や良さを認識することは、景観づくりの第一歩です。まちのお宝発見など、景観学習をテーマとした地域イベントを開催し、市民の景観意識の向上に努めます。

(3) 暮らしの中で育む景観づくり

美しい景観は、日常生活の中での工夫や活動、心がけからも生まれてきます。ここでは、市民一人ひとりが始める、暮らしの中での景観づくりのためのヒントを示します。

まちなかの緑をみんなで守る

生活環境にうるおいをもたらす街路樹や公園、河川沿いの緑は、市街地の中でまとまった貴重な景観資源です。

しかし、一方で落葉や虫をきれい、これらの樹木の伐採を要望する、あるいは管理上、枝を切り詰めてしまい、せっかくの美しい樹姿を失ってしまうなどの例も見られます。

これらの緑を美しく維持していくためには、適正な管理が必要であり、地域の共有財産として、地域のみんなで管理することも大切です。

例えば...

* 里親となって身近な街路樹を管理する。(アダプト制度)

* 市と市民が協力して、街路樹の管理協定をつくる。

歩いて楽しめる空間をつくる

庭先に四季が感じられる草花を植える、店をライトアップする、おしゃれな看板をつけるなど、歩いて楽しめる空間として、個々の家々が地域の景観づくりに寄与することも大切です。

人を楽しませる空間づくりが連続して行われると、より魅力的な街なみとなります。

例えば...

- * 商店街や住宅地ごとの申し合わせによって、景観ルールをつくる。
- * 花壇や生垣設置など、隣同士での三軒協定を結ぶ。

景観資源の歴史を伝える

歴史・文化資源は、ただそこにあるだけでは魅力に乏しく、その由緒や成り立ちなどを知ることで、より景観を楽しむことができます。このような情報をより広く、正確に伝えるための情報発信を行いながら、地域の景観づくりに活かしていくことも大切です。

例えば...

- * 案内板やパンフレットにより情報を提供する。
- * 地域の宝をインターネット等で紹介する。

一時的な行為においても景観に配慮する

駅前に置かれた自転車、ごみ集積所のごみ、マンションのベランダに干された洗濯物等も、広い意味では地域の景観に影響を与える要素です。このように一時的な行為においても、市民一人ひとりが景観に配慮することによって、より魅力的な景観を創出することができます。

例えば...

- * 洗濯物が通りから直接見えないような工夫をする。
- * 決められた時間にごみを出すことで、長い時間放置されないようにする。

(4) 景観計画の運用

景観計画の適正な推進のため、景観づくりに関する検証を行う組織等の充実を図っていきます。